

遊漁規則の変更認可申請一覧

No.	漁業協同組合	変更申請内容	改正前	改正案	施行日
1	北信	現場賦課金の変更	現場賦課金 200円	現場賦課金 1,000円	令和2年3月1日
2	姫川上流	現場賦課金の変更	現場賦課金 400円	現場賦課金 1,000円	令和2年3月1日
3	志賀高原	(1) 遊漁承認証様式の変更及び オンライン販売用様式の新設 (2) 遊漁料の額の変更	様式第1号 様式第2号 遊漁料 いわな 1日、500円 1年 3,000円	様式第1-1号、様式第1-2号 様式第2-1号、様式第2-2号 遊漁料 いわな 1日 550円 1年 3,300円	令和2年4月16日
4	天竜川	遊漁承認証様式の変更	【注意事項】	【注意事項】の加筆修正	認可日
5	木曽川	特設釣場の廃止	【特設釣場】第7条	【特設釣場】第7条の削除	認可日

漁業権遊漁規則変更認可申請書

令和元年 6月 26 日

長野県知事 阿部 守一 殿

上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2

北信漁業協同組合

代表理事組合長 荒井久雄



平成25年12月6日付長野県指令25園畜第9-0-3号の6で認可のあった
北信漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、
認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 遊漁規則変更後全文
4. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

変更理由書

当組合では遊漁券の販売数が伸び悩む中、遊漁券不携帯で釣りをする人の目撃情報が増えている。現在、漁場監視員は約 120 名登録しているが、現行の現場付加金 200 円だと漁場監視に係る経費に満たないため、漁場監視の実績がほとんどない。また現場付加金の額も 40 年以上変更されていないため、現状とあっていない。また、当組合の対応として、24 時間営業しているコンビニエンスストアの遊漁券取扱店舗を増やし、遊漁者の利便性を図っているが、今後も遊漁券の取扱店舗を増やすとともに、現場付加金を増額することで漁場監視員の意欲を高め、見回りを強化することにより、遊漁券の販売促進対策とするため、現場付加金額を 1,000 円に増額する。

記

1 遊漁券販売所数

販売所の数	平成 20 年度	平成 25 年度	令和元年度
全体	21 店	18 店	19 店
うち コンビニエンスストア	1 店	3 店	5 店

※平成 20 年度から個人経営の釣具店の廃業があった。

2 現場付加金を 1,000 円とした理由

付加金額を設定するに当たり、稼働日に対し、どの程度遊漁券を持たずに釣りをしている人に遭遇し、遊漁券の販売ができるか、その徴収率を確認したかったが、当漁協では、前述のとおり現場付加金が 200 円であることから、近年現場付加金の実績がない。そのため、他の漁協からの聞きとりから現場計算したところ徴収率がおよそ 15% 程度となる。

当漁協では車の移動で市街地から山間地を平均して 12.0km 走行する。

燃費 12km/l とし現在のガソリン価格を 144 円/l（経済産業省資源エネルギー庁給油所小売価格調査結果 6 月 26 日結果引用）として計算すると 1 回当たり 144 円かかることになる。

前述の徴収率から、ガソリン代分を補充できる現場付加金額を計算すると、

$$144 \text{ 円} (\text{ガソリン代}) \div 15\% (\text{徴収率}) \times 100 = 960 \text{ 円}$$

となり、960 円にすると漁場監視員のガソリン代を確保できるため、現場での御釣り等不便にならないよう 1,000 円と設定した。

3 現場付加金変更の周知方法

- ・現場付加金の変更は行政の認可の翌年、令和 2 年 3 月 1 日からとし、周知期間を確保している。
- ・付加金の変更周知のためのポスター・チラシ等を作成し、遊漁券取扱店に配布し、掲示等してもらい周知を依頼する。
- ・今シーズン現行の付加金額で普段より多く漁場監視をしてもらい、遊漁券不携帯者に令和 2 年 3 月 1 日から現場付加金が変更になることを作成したチラシを配布し、周知すると同時に、遊漁券取扱店一覧表を配布し、次回から取扱店で事前に購入してもらうように促す。

北信漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

改 正 案		現 行	
北信漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則 令和2年3月1日施行(行政庁の認可日 令和 年 月 日)	北信漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則 平成26年1月1日施行(行政庁の認可日 平成25年12月6日)		
(遊漁料の額及び納付方法)		(遊漁料の額及び納付方法)	
第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。		第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。	
(1) 竿釣による遊漁の場合	(2) 竿釣による遊漁の場合	(1) 竿釣による遊漁の場合	(2) 竿釣による遊漁の場合
魚 種	承認期間	魚 種	承認期間
あ ゆ	1 日	あ ゆ	1 日
あゆ以外の魚種	1 年	あゆ以外の魚種	1 年
(2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。	(2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。	(2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。	(2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。
区 分	遊 漁 料	区 分	遊 漁 料
小 学 生 以 下 の 者	無 料	小 学 生 以 下 の 者	無 料
中学生及び身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額	中学生及び身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額
2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。	2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。	2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。	2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。
(1) 上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2 北信漁業協同組合事務所			
(2) 前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所	(2) 前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所	(2) 前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所	(2) 前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所
(遊漁承認証に関する事項)		(遊漁承認証に関する事項)	
第8条 (略)	第8条 (略)	第8条 (略)	第8条 (略)
附 則 1	この規則の変更是、令和2年3月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)	この規則の変更是、令和2年3月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)	この規則の変更是、令和2年3月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)
	(追加)		



漁業権遊漁規則変更認可申請書

令和元年 6 月 26 日

長野県知事 阿部 守一 殿

上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2

北信漁業協同組合
代表理事組合長 荒井久雄



平成 25 年 12 月 6 日付長野県指令 25 園畜第 903 号の 34 で認可のあった
北信漁業協同組合内共第 18 号第五種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいの
で、認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 遊漁規則変更後全文
4. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

変更理由書

当組合では遊漁券の販売数が伸び悩む中、遊漁券不携帯で釣りをする人の目撃情報が増えている。現在、漁場監視員は約 120 名登録しているが、現行の現場付加金 200 円だと漁場監視に係る経費に満たないため、漁場監視の実績がほとんどない。また現場付加金の額も 40 年以上変更されていないため、現状とあっていない。また、当組合の対応として、24 時間営業しているコンビニエンスストアの遊漁券取扱店舗を増やし、遊漁者の利便性を図っているが、今後も遊漁券の取扱店舗を増やすとともに、現場付加金を増額することで漁場監視員の意欲を高め、見回りを強化することにより、遊漁券の販売促進対策とするため、現場付加金額を 1,000 円に増額する。

記

1 遊漁券販売所数

販売所の数	平成 20 年度	平成 25 年度	令和元年度
全体	21 店	18 店	19 店
うち コンビニエンスストア	1 店	3 店	5 店

※平成 20 年度から個人経営の釣具店の廃業があった。

2 現場付加金を 1,000 円とした理由

付加金額を設定するに当たり、稼働日に対し、どの程度遊漁券を持たずに釣りをしている人に遭遇し、遊漁券の販売ができるか、その徴収率を確認したかったが、当漁協では、前述のとおり現場付加金が 200 円であることから、近年現場付加金の実績がない。そのため、他の漁協からの聞きとりから現場計算したところ徴収率がおよそ 15% 程度となる。

当漁協では車の移動で市街地から山間地を平均して 12.0 km 走行する。

燃費 12 km/l とし現在のガソリン価格を 144 円/l（経済産業省資源エネルギー庁給油所小売価格調査結果 6 月 26 日結果引用）として計算すると 1 回当たり 144 円かかることになる。

前述の徴収率から、ガソリン代分を補充できる現場付加金額を計算すると、

$$144 \text{ 円 (ガソリン代)} \div 15\% \text{ (徴収率)} \times 100 = 960 \text{ 円}$$

となり、960 円にすると漁場監視員のガソリン代を確保できるため、現場での御釣り等不便にならないよう 1,000 円と設定した。

3 現場付加金変更の周知方法

- ・現場付加金の変更は行政の認可の翌年、令和 2 年 3 月 1 日からとし、周知期間を確保している。
- ・付加金の変更周知のためのポスター・チラシ等を作成し、遊漁券取扱店に配布し、掲示等してもらい周知を依頼する。
- ・今シーズン現行の付加金額で普段より多く漁場監視をしてもらい、遊漁券不携帯者に令和 2 年 3 月 1 日から現場付加金が変更になることを作成したチラシを配布し、周知すると同時に、遊漁券取扱店一覧表を配布し、次回から取扱店で事前に購入してもらうように促す。

北信漁業協同組合 内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則（池尻川） 新旧対照表

(下線部分が、今回変更箇所)			
改 正 案	現 行	北信漁業協同組合 内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則 池尻川 令和 2 年 3 月 1 日施行(行政庁の認可日 令和 年 月 日)	北信漁業協同組合 内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則 池尻川 平成 26 年 1 月 1 日施行(行政庁の認可日 平成 25 年 12 月 6 日)
(遊漁料の額及び納付方法)	(遊漁料の額及び納付方法)	第 6 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。	第 6 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200 円を加算した額とする。
(1) 竿釣による遊漁の場合	(2) 竿釣による遊漁の場合	（1）	（2）
魚 種	承認期間	遊 漁 料	遊 漁 料
こい・ふな・うぐい・にじます・やまめ・いわな	1 日	1,000 円	1,000 円
	1 年	5,000 円	5,000 円
(2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。	区 分	遊 漁 料	遊 漁 料
小 学 生 以 下 の 者	無 料	無 料	前項に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
中学生及び身体障害者	前項に規定する額の 2 分の 1 に相当する額		
2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁料のうち、承認期間 1 日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。	2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁料のうち、承認期間 1 日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。	(1) 上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2 (2) 前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所	(1) 上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2 (2) 前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所
(遊漁承認証に関する事項)	(遊漁承認証に関する事項)	第 7 条 (略)	第 7 条 (略) この規則の変更是、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)
附 則 1	(追加)		

遊漁規則変更認可申請書

令和元年6月10日

長野県知事 阿部守一 殿

長野県北安曇郡白馬村北城 1287番地

姫川上流漁業協同組合

代表理事組合長 高橋賢一



平成25年12月6日長野県指令25園畜第903号の21で認可のあった、
内共第8号5種及び第17号5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、
認可してください。

添付書類

1. 遊漁規則の変更理由書 1部
2. 遊漁規則変更条項の新旧対照表 1部
3. 通常総代会の議事録の写し 1部

内共第8号第5種及び内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の変更理由書

第7条第2号（現場賦課金の額）の変更理由

当組合の管轄地域においては、平成26年11月の神城断層地震の災害復旧工事がここ2年、本格化している。姫川本流は現在のところ、漁場としての魅力に乏しい状態が続き、遊漁券の売り上げも次第に減少している。そのような状況で、漁協事業の収支改善の一案として、現場賦課金の変更を申請する理由は以下の点からによる。

現状

1. 最近、遊漁者から、無券釣り師が多いという声を度々耳にする。
2. 監視員から、支流は、高齢化もあり、監視が難しいという声が多くなっている。
3. ここ10年間の当組合の遊漁券売上について年間券、一日券、現場売り券別に分析した結果、一日券の売上減少と遊漁者数に疑問が多いことから、無券の遊漁者が相当数いるものと思われる。

無券遊漁者増加の主な原因

1. 監視員の高齢化によって、支流の監視が困難になっている。
2. 監視員が来ないとのうわさが広まることも、無券遊漁者が増加する原因となっているものと思われる。
(ア)稚魚放流活動の成果は着実に出ており、その甲斐あって支流に釣り人が絶えることはない様子である。
(イ)監視員から現場券購入を求められても、拒否する等、遊漁者のマナー低下も目立つ

変更により期待する効果

1. 抑止効果

現場券を高額にすることで、事前購入を意識してもらい、無券遊漁者抑止効果を期待している。

2. 監視活動の強化。

3. 釣り人のマナー向上、漁協の積極的姿勢の発信

変更に伴う遊漁者への告知看板の書き換えが必要になるが、本・支流の入川箇所等に、視認しやすい看板を多数増設することにより、漁協の魚族増殖事業における積極的取組姿勢を発信していく。

内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、<u>400円</u>を加算した額とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第8条</p> <p>第11条 【略】</p>	<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、<u>1,000円</u>を加算した額とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第8条</p> <p>第11条 【略】</p> <p>附則</p> <p>この規則の一部変更は、令和2年3月1日から施行する。</p> <p>(行政庁の認可： 令和 年 月 日)</p>

内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、400円を加算した額とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第8条 ↙</p> <p>第11条【略】</p>	<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 第2条3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第8条 ↙</p> <p>第11条【略】</p>

附則
この規則の一部変更は、令和2年3月1日から施行する。
 (行政庁の認可：令和 年 月 日)

別記 様式第1号の2 遊漁承認証(現場売り一日券)

改正前 改正後

表

遊漁承認証		遊漁承認証		遊漁承認証	
住所	氏名	住所	氏名	年齢	年齢
遊漁者		遊漁者		遊漁者	

承認期間 平成 年 月 日 1日限り
 対象魚種 やまめ やわな うぐい
 漁具・漁種 竿釣り
 遊漁料 円
 (現場売りは400円加算した額とする。)
 発行年月日 平成 年 月 日
 発行者 姫川上流漁業協同組合

承認期間 令和 年 月 日 1日限り
 対象魚種 やまめ やまめ いわな うぐい
 漁具・漁種 竿釣り
 遊漁料 円
 (現場売りは1000円加算した額とする。)
 発行年月日 令和 年 月 日
 発行者 姫川上流漁業協同組合

取扱者印

取扱者印

取扱者印

裏【略】

裏【略】

23園畜第447号
平成23年(2011年)8月1日

地方事務所長様

農政部長

現場付加金の指導基準について(通知)

のことについて、内水面漁場管理委員会から意見が提出され、内容を検討したところ適當と認められることから、現場付加金の指導基準を別紙のとおり定めました。

また、従来認めていなかった湖沼漁業協同組合による現場付加金の徴収を認めることとしました。

については、御了知いただくとともに、貴所管内漁業協同組合に対して周知願います。なお、平成2年4月19日付け2園第82号については廃止します。

農政部園芸畜産課水産係
小林 文彦(課長) 石垣 隆生(担当)
防災無線 8-231-3084
ファクシミリ 026-235-7481
電子メール: enchiku@pref.nagano.lg.jp

現場付加金の指導基準

(1) 現場付加金の性格

現場付加金とは、漁場監視員の遊漁料徴収手当（危険手当、不快手当等）の対価である。

(2) 現場付加金の設定及び変更を行う場合は次によること。

ア 現場付加金は、遊漁規則に規定すること。

イ 現場において徴収できる遊漁料は一日釣料金のみとする。

ウ 額は、1,000円を限度とする。

なお、額の設定は、各漁業協同組合の実情及び漁場の状況を勘案し行うものとする。

エ 設定及び変更（増額する場合に限る。）に当たっては、現行の遊漁料納付場所について見直しを行う等、遊漁者が遊漁料を納付しやすい体制の整備を図ること。具体的には、以下のような措置をとるよう努めること。

(ア) 遊漁券販売所の増設、販売時間の見直しを行うこと

(イ) 原則として、早朝、深夜でも遊漁券を購入できる遊漁券販売所を設置すること

(ウ) 現場付加金の設定等について、遊漁者に周知すること

この指導基準は、平成23年8月1日から施行する。

この審査基準の施行前に認可した遊漁規則における現場付加金については、なお従前の例による。

遊漁券を購入しない人の割合（参考資料）

内水面の環境保全と遊漁振興に関する研究 研究成果報告書（平成 29 年 3 月）

国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所

○課題名「内水面遊漁の全体像の把握」主担当者：中央水産研究所 中村智幸 P54-63

- ・民間のインターネットアンケート調査会社に依頼して調査（2016 年）
- ・年齢構成、男女比、地域による人数の偏りを実勢に合わせた 15-79 歳のモニターへアンケート
- ・「遊漁者は遊漁券を購入しなければいけないことを比較的高く認識しているにもかかわらず、無券率は高かった。……無券率がこれほどの高さでは漁協は赤字になる。今後、遊漁券の購入率の増大策を検討する必要がある。」（考察の一部を抜粋）

	調査 人数	遊漁券購入の実態（遊漁者の自己申告：%）						無券率 (%)
		遊漁券購入 必要性の認識率 (%)	必ず 購入	ほぼ 購入	時々 購入	+ 購入	しない	
イワナ	70	85.7	50.0	15.7	14.3	20.0	34.3	
ヤマメ・アマゴ	60	88.3	56.7	16.7	3.3	23.3	26.6	
ニジマス	77	78.1	53.4	11.0	9.6	26.0	35.6	
アユ	73	93.5	76.6	7.8	2.6	13.0	15.6	
ワカサギ	18	83.3	66.7	0	0	33.3	33.3	
コイ	33	72.7	12.1	12.1	3.0	72.7	75.7	
フナ	79	78.5	12.7	8.9	13.9	64.6	78.5	
ウグイ	13	92.3	23.1	15.4	0	61.5	61.5	
オイカワ	19	78.9	10.5	10.5	5.3	73.7	79.0	
ウナギ	12	75.0	16.7	0	8.3	75.0	83.3	
ブラックバス	91	78.0	9.9	5.5	6.6	78.0	84.6	

図 1 内水面の主要魚種ごとの遊漁者の遊漁券購入必要性の認識率と無券率

○課題名「溪流遊漁の実態把握」主担当者：中央水産研究所 坪井潤一 P86-92

- ・丹波川漁協（多摩川源流）での現地調査 2016 年 7~9 月 59.6% (94 人中 56 人) が無券
- ・地元警察とともに無券の遊漁者に指導する取組を紹介

「例えば、丹波川漁協では、平成 28 年 9 月に、地元警察とともに無券の遊漁者に指導する取り組みを行っており、これをフェイスブック上で公開し、遊漁券の購入を呼び掛けている。」（結果及び考察の一部を抜粋）

遊漁規則変更認可申請書

令和元年 7月 6日

長野県知事 阿部 守一様

下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地

志賀高原漁業協同組合

組合長理事 児玉 英二



平成25年12月6日付長野県指令25園畜第897号の22で認可のあつた内共第9号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

(添付書類)

- 1 變更理由書
- 2 遊漁規則新旧対照表
- 3 当該規則の変更を議決した総会の議事録謄本

志賀高原漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則 変更理由

1 オンライン販売（つりチケ）の遊漁承認証の新設及び様式の変更
(変更理由)

オンライン販売を導入するのは、売上増のために新しい釣客、特に若者の遊漁者を増やすこと、同時に密漁者（時間帯が早くて買えなかった等）を減らし収入増へつなげることを目的としています。オンライン販売という新しい販売方法であることから、現行の遊漁承認証を様式第1-1号、様式第2-1号に変更し、オンライン販売の遊漁承認証を様式第1-2号及び様式第2-2号として新設します。

2 遊漁料の値上げ
(変更理由)

令和元年10月に予定されている消費税10%の導入により、5%から10%へ消費税が増加すること（消費税5%から、8%への増税の時は価格の変更は行いませんでした）に加え、オンライン販売を開始するに当たりオンラインの設立、維持にかかる費用が発生したため、遊漁料の値上げを実施します。

<オンライン販売のための費用の内わけ>

項目	区分	価額・手数料（税別）
初期導入費用	初回のみ	¥100,00
システム費用	/毎月	¥3,000
販売手数料*	/売上	11.5%

*クレジットカード会社決済手数料+弊社運営費用

志賀高原漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

	改正案	現行
第1条	(略)	第1条 (略)
		(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)
第2条 漁場の区域内において遊魚をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭又はオンライン販売(つりチケ)により申請し、その承認を受けなければならない。		第2条 漁場の区域内において遊魚をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。
2~3 (略)	2~3 (略)	第3条 (略)
第3条 (略)		第4条 (略)
第4条 (略)		第5条 (略)
第5条 (略)		第6条 (略)
		(遊漁料の額及び納付の方法)
第7条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次の表のア欄のとおりとする。ただし、消費税10%が導入された場合、翌年から表のイ欄のとおりとする。		第7条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次の表のア欄のとおりとする。ただし、消費税10%が導入された場合、翌年から表のイ欄のとおりとする。

	魚種	承認期間	遊漁料
ア 消費税8%	いわな	1日	500円
イ 消費税10%	いわな	1年	3,000円

2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンライン販売（つりチケ）においては身体障害者の割引は適応されない。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

3 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号又は様式第2号の漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2号を遊漁者に交付するものとする。

2 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1・1号、第1・2号、又は別記様式第2・1号第2・2号の漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 (略)

第9条 (略)

	魚種	承認期間	遊漁料
いわな	1日	500円	500円
いわな	1年	3,000円	3,000円

2 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

3 (略)

3 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、別記様式第1号又は様式第2号の漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2号を遊漁者に交付するものとする。

2 (略)

第9条 (略)	2~3 (略)
2~3 (略)	第10条 (略)
第10条 (略)	第11条 (略)
第11条 (略)	第11条 (略)

(様式第1-1号 消費税8%)

遊漁承認証（日釣券）

(様式第1号) 遊漁承認証(目釣券)

遊漁承認証		No.	年 度
日	釣券		
釣行月日	令和		
日限り 下記のとおり遊漁を承認します。 氏名： いわな 魚種： 游具・漁法： 竿釣 遊漁区域： 志賀高原漁業協同組合管轄区域 遊漁料： 500 円 発行年月日： 令和 年 月 日 志賀高原漁業協同組合  			
		No.	年 度
発行年月日： 令和 年 月 日	氏名：	日釣券 (姓え)	500 円
		販売店名 (姓え)	

注 意 事 項

1. 金員 20円以下の魚(20cm 合む)がおれ
た場合は必ずリースし算入。特に骨って
はならない。
20円以下の魚を所持してい
た場合は全ての魚を没収致します。
2. 魚獲の規制に注意し、その規定を守ること。
3. 他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
4. 游泳場の表示に従わなければならぬ。
5. 游泳場閉鎖は、4月16日 から 8月30日ま
でとする。
6. 游泳者は、この規則に違反したときは、遊
泳の止むを命じ、以後の遊泳を禁絶する。
この場合は堅に執行した遊泳料の払い戻し
はしない。
7. 日射熱において、指定日光浴のないものは
解禁です。
8. ゴミは必ず持ち帰ること。
9. 動き場にて遊泳料の返却は致しません。
10. 1割引券は良島い豆原に持参して下さい。

謹 沿 海 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	住所
	氏名
	年齢
承認期間	
種	
漁業・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行年月日	
発行者	
志賀高原漁業協同組合 印	

英 準 動 事 項

- 1 適当な距離をお互いに保つこと。
- 2 止むを得ないときのほかは水中に入らないこと。
- 3 全長20センチメートル以下の魚は銃ってはならない。
- 4 諸種の標識に注意し、その規定を守ること。
- 5 他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
- 6 渔場監視員の指示に従わなければならぬ。
- 7 逐漁期間は、4月16日から9月30日までとする。
- 8 禁漁期間又は禁漁区域で遊漁してはならない。
- 9 遊漁者は、この規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合既付した遊漁料の払い戻しはしない。
- 10 日、指定日のないものは無効です。
- 11 ゴミは必ず持ち帰ること。
- 12 渔場にては遊漁券の取扱は致しません。

遊漁承認証	
日 釣 券	
No.	令和 年度
令和月日	/
日取り	
下記のとおり遊漁を承認します。	
氏名	いわな
魚種	竿釣
漁具・捕法	
遊漁区域	吉賀漁業組合管内
遊漁料	550円(税込)
施行年月日	令和 年 月 日
志賀漁業組合	
	
No. _____	
令和 年度	日 釣 券 (税込)
発行年月日	令和 年 月 日
氏名	550円(税込)
販売店名	(税込)

注 意 事 項	
1. 余長網(30cm 以下)は必ず(30cm 含む)が流れだ場合は必ずリースし推進、待ち停つてはかねれど、30cm 以上下の網を断つていい。また網は全ての魚を放流義務します。	
2. 諸種の規制に注意し、その規制を守ること。	
3. 他の者や漁獲にならぬ行為をしてはならない。	
4. 游漁監視員の指示に従わなければならぬ。	
5. 游漁期間は、4月16日 から 9月30日までとする。	
6. 游漁者は、この期間に連続したときは、逐次の申込を企じ、以後の連続を相続する。この場合は既に納付した遊漁料の払い戻しはない。	
7. 日釣料において、指定日配当のないものは無効です。	
8. ゴミは必ず持ち帰ること。	
9. 紛失時に遊漁料の取扱は致しません。	
10. 日釣り券は見易い場所に保管して下さい。	

志賀漁業組合

(新設)

(様式第1・2号 消費税8%) オンライン販売による遊漁承認証(日釣券)

遊漁承認証	日釣券	セキュリティコード 4120523
令和年	500円	注書き欄
住所	志賀高原漁業協同組合管理区域内	1. 金具20cm以下の魚(20cm超)が釣れた場合は必ずリースし、 機械、持ち物等での糞を運搬車に運搬する場合は必ずしない。 2. 本機械の運搬車は4月15日から10月30日まで運搬車の中止を禁じ、以降の 3. 本機械の運搬車は、この期間に運送者を運送する場合に運送料金の半額を支払う。 4. 本機械の運搬車は、この期間に運送者を運送する場合に運送料金の半額を支払う。 5. 本機械の運搬車は、この期間に運送者を運送する場合に運送料金の半額を支払う。 6. 本機械の運搬車は、この期間に運送者を運送する場合に運送料金の半額を支払う。 7. 本機械の運搬車は、この期間に運送者を運送する場合に運送料金の半額を支払う。 8. 本機械の運搬車は、この期間に運送者を運送する場合に運送料金の半額を支払う。 9. 本機械の運搬車は、この期間に運送者を運送する場合に運送料金の半額を支払う。 10. 本機械の運搬車は、この期間に運送者を運送する場合に運送料金の半額を支払う。
魚種	竿釣	No.
漁具/漁法	遊漁	
区域	遊漁	
取扱者	志賀高原漁業協同組合	

(新設)

(様式第1-2号 消費税10%) オンライン販売による遊漁承認証(日釣券)

遊漁承認証		202403
日 釣 券		
令和 年	所名	セキュリティコード
住氏	志賀高原漁業協同組合	
遊漁料金	550円(税込み)	
種類	いわしづな	
魚具/漁法	竿、釣	
遊漁区域	志賀高原漁業協同組合管理区域内	
注意事項	<p>(全長50cm以下)の魚(20cm未満)が釣れた場合は必ずリースし、 捕獲した魚を放流せられてしまう。その結果ではならない。 1、捕獲した魚を放流せられることに依る罰金は10万円から9ヶ月10日までとする。 2、この期間に放流せられた魚は放流の中止を希望しない場合の 3、この期間に放流せられた魚は放流のないものと見做す。 4、この期間に放流せられた魚は放流せざり得ることとする。 5、この期間に放流せられた魚は放流せざり得ることとする。 6、この期間に放流せられた魚は放流せざり得ることとする。 7、この期間に放流せられた魚は放流せざり得ることとする。 8、この期間に放流せられた魚は放流せざり得ることとする。 9、この期間に放流せられた魚は放流せざり得ることとする。 10、この期間に放流せられた魚は放流せざり得ることとする。</p>	
		No.

(樣式第2號) 游漁承認証(年約券)

年釣券(認証承漁遊) 8% 消費税 1号 第2式様

No.	
遊漁承認証	
記	
遊漁者	住所
	年齢
	氏名

下記のとおり遊漁を承認します。

序文

本規則は、
種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料
施行年月日
発行者

志賀高原漁業協同組合 印

注 意 事 項

- 1 適当な距離をお互いに保つこと。
- 2 止むを得ないときのほかは水中に入らないこと。
- 3 全長20センチメートル以下の魚は釣ってはならない。
- 4 諸種の標識に注意し、その規定を守ること。
- 5 他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
- 6 渔場監視員の指示に従わなければならない。
- 7 遊漁期間は、4月16日から9月30日までとする。
- 8 禁漁期間又は禁漁区域で遊漁してはならない。
- 9 遊漁者は、この規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合既に納付した遊漁料の払い戻しはしない。
- 10 日、指定日のないものは無効です。
- 11 ゴミは必ず持ち帰ること。
- 12 渔場にては遊漁券の取扱は致しません。

(様式第2・1号 消費税10%) 遊漁承認証(年釣券)

年釣券		注意事項	
約り年度 会和 年度 志賀高原漁業協同組合		<ol style="list-style-type: none"> 全長規以下の魚を含むが約れた場合は必ずリース、捕獲、持ち帰ってはならない。2歳以下の魚を所持していた場合は全ての魚を放散致します。 若稚の標識に注目し、その規定を守ること。 他の者の迷惑になる行為をしてはならない。 遊漁協員の指示に従わなければならぬ。 遊漁期間は、4月16日から9月30日までとする。 遊漁者は、この期間に違反したときは、遊漁の中断を命じ、以後の遊漁を拒絶する。この場合に限り料金に附加した遊漁料の払い戻しはない。 指定日記載のないものは無効です。 ミニは必ず持ち帰ること。 これらにて遊漁料の取扱は致しません。 料金は見易い箇所に着替して下さい。 	
遊漁者 姓名	年齢 才	年齢 才	No.
新規期間会和 年4月16日～令和 年9月30日迄			
魚種： いわな	竿釣	遊漁区域： 志賀高原漁業協同組合管轄区内	
漁具・遊法：		遊漁料： 3,300円(税込)	
発行年月日： 令和 令和 年 月 日		発行者： 志賀高原漁業協同組合	
No. _____		志賀高原漁業協同組合	
令和 年度 年釣券(空き)			
新規年月日： 令和 年 月 日			
遊漁者 姓名	年齢 才	遊漁料 税込	3,300円(税込)
		販売店名(或振名)	

(新語)

(様式第2-2号 消費税8%) オンライン販売による遊漁承認証(年券釣年)

(新設)

(様式第2-2号 消費税10% オンライン販売による遊漁承認証(年銃銭)

遊漁承認証		写真	セキュリティコード
令和年 年 4/16~9/30	所名 住氏 遊取 区域 魚漁具/漁法	遊漁料金 3,300円(税込み)	志賀高原漁業協同組合 志賀高原漁業協同組合管理区域内
注意事項			
<ol style="list-style-type: none">全長40cm以下の魚(20cm未満)が釣れた場合は必ずリースします。遊漁の実績を記録し、その規定を守ること。遊漁の実績は4月16日から9月30日までとする。遊漁を規制するこの期間は、この期間に遊漁の半止めを実施する。ゴミは必ずごみ箱に投げること。ゴミは必ずごみ箱に投げること。ゴミは必ずごみ箱に投げること。ゴミは必ずごみ箱に投げること。ゴミは必ずごみ箱に投げること。ゴミは必ずごみ箱に投げること。			
No.			

遊漁規則変更認可申請書

令和1年6月10日

長野県知事様

伊那市狐島4445番地

天竜川漁業協同組合

代表理事組合長 小野 文成



平成25年12月6日付け長野県指令25園畜第903号の17で認可のあった内共第6号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、許可してください。

記

1 変更の理由

別添「遊漁規則変更理由書」のとおり

2 変更しようとする遊漁規則の新旧対照表

別添のとおり

3 総代会議事録

別添のとおり

遊漁規則変更理由書

1 遊漁承認証の文言の追加

中部電力株式会社より、遊漁承認証（日釣券及び年券）に水難事故防止及び電線接觸による感電防止のPR印刷文面（注意文）の掲載について依頼があった。組合内で検討した結果、漁場及び遊漁者の安全の確保する上で妥当であると判断したために、遊漁承認証に文言記載の変更をする。

また、漁場の保護、環境の整備を行っていくうえで、遊漁者のマナー向上を促すためにゴミの持ち帰りを呼びかける文言の記載をする。

2 遊漁承認証の年間券の文言変更に伴う当日券の文言変更

遊漁承認証の当日券について年間券については、認証期限を承認期限と訂正をしていたが、当日券についても併せて認証期限を承認期限に変更する。

改正後

様式1号 遊漁承認証(1日券)

(表)

年

遊漁証認証

NO. _____

(魚種) 当日券

取扱者

承認期限

魚種

漁具・漁法

遊漁料

現場

円

円

現場

月 日

遊漁者住所氏名年齢

発行者 天竜川漁業協同組合

電話 0265-72-2445

天漁 年

(裏)

注意事項

- 1 遊漁の際本性を外部から見やすい箇所へ装着すること
- 2 監視員の要求があったときは本証を提示すること
- 3 本証を他人に貸与してはならない
- 4 魚全長が次のものは採捕してはならない
 - ・マス族(15cm以下) うぐい、ふな(10cm以下)
 - ・鯉(18cm以下) うなぎ(30cm以下) おいかわ(8cm以下)
- 5 規則に違反した者は遊漁を中止させる
- 6 水難・感電等事故については一切責任を負いません

遊漁区域

上伊那郡辰野町と岡谷市の天竜川境界線から、小渋川と片桐松川が天竜川と合流する線を結ぶ間の天竜川本流及び支流。但し、下伊那郡大鹿村内の小渋川本支流は除く

ブラックバス等は捕った水域から生きたままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反した者には罰則があります。

中部電力からのお願い

◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。
◆釣り場の頭上前後の電線に注意してください。

自分のゴミは持ち帰り、川をきれいにしましょう。

現 行

様式1号 遊漁承認証(1日券)

(表)

年

遊漁証認証

NO. _____

(魚種) 当日券

取扱者

認証期限

魚種

漁具・漁法

遊漁料

円

現場

円

月 日

遊漁者住所氏名年齢

発行者 天竜川漁業協同組合

電話 0265-72-2445

天漁 年

(裏)

注意事項

- 1 遊漁の際本性を外部から見やすい箇所へ装着すること
- 2 監視員の要求があったときは本証を提示すること
- 3 本証を他人に貸与してはならない
- 4 魚全長が次のものは採捕してはならない
 - ・マス族(15cm以下) うぐい、ふな(10cm以下)
 - ・鯉(18cm以下) うなぎ(30cm以下) おいかわ(8cm以下)
- 5 規則に違反した者は遊漁を中止させる
- 6 水難・感電等事故については一切責任を負いません

遊漁区域

上伊那郡辰野町と岡谷市の天竜川境界線から、小渋川と片桐松川が天竜川と合流する線を結ぶ間の天竜川本流及び支流。但し、下伊那郡大鹿村内の小渋川本支流は除く

ブラックバス等は捕った水域から生きたままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反した者には罰則があります。

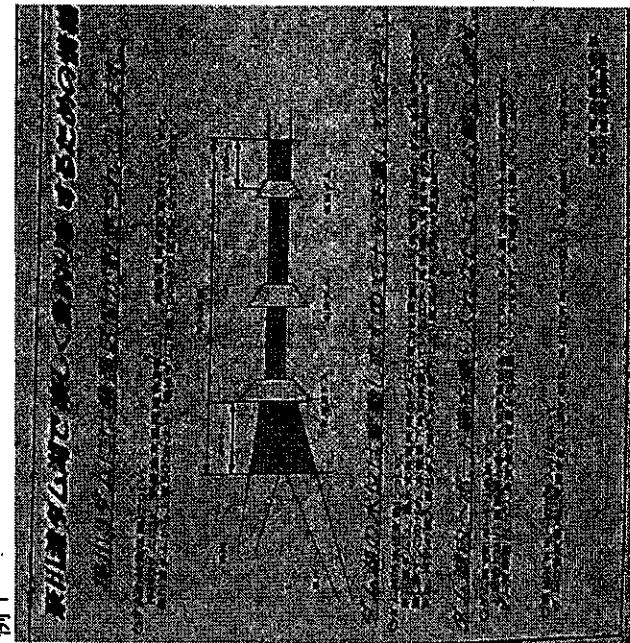
改正後		現行	
様式第2号 遊漁承認証(1年券)		様式第2号 遊漁承認証(1年券)	
<p>年間遊漁承認証 承認期限 遊漁料 円 魚種 漁具漁法</p> <p>発行者 天竜川漁業協同組合 長野県伊那市狐島4445番地 電話 0265-72-2445</p> <p>発行日 天竜川漁業協同組合 長野県伊那市狐島4445番地 電話 0265-72-2445</p> <p>氏名 住所 発行者 天竜川漁業協同組合 長野県伊那市狐島4445番地 電話 0265-72-2445</p> <p>氏名 住所 発行日 天竜川漁業協同組合 長野県伊那市狐島4445番地 電話 0265-72-2445</p>		<p>年 度 (魚 種) 顔写真</p> <p>年間遊漁承認証 承認期限 遊漁料 円 魚種 漁具漁法</p> <p>氏名 住所 発行者 天竜川漁業協同組合 長野県伊那市狐島4445番地 電話 0265-72-2445</p> <p>氏名 住所 発行日 天竜川漁業協同組合 長野県伊那市狐島4445番地 電話 0265-72-2445</p>	
<p>注意事項</p> <p>1 遊漁の際に本証を外部から見えやすい箇所へ装着すること 2 監視員の要求があるときは本証を提示すること 3 本証を他人に貸与してはならない 4 規則に違反した者は遊漁を中止させる 5 水難・底電等事故については一切責任を負いません</p>		<p>注意事項</p> <p>1 遊漁の際に本証を外部から見えやすい箇所へ装着すること 2 監視員の要求があるときは本証を提示すること 3 本証を他人に貸与してはならない 4 規則に違反した者は遊漁を中止させる 5 本証を他人に貸与してはならない 6 規則に違反した者は遊漁を中止させる</p> <p>遊漁区域 伊那郡辰野町と岡谷市の天竜川境から、小淵川と片桐松川が天竜川と合流する線を結ぶ間の天竜川本流及び支流。但し、下伊那郡大鹿村内の小淵川本支流は除く</p> <p>遊漁区域 伊那郡辰野町と岡谷市の天竜川境から、小淵川と片桐松川が天竜川と合流する線を結ぶ間の天竜川本流及び支流。但し、下伊那郡大鹿村内の小淵川本支流は除く</p>	
<p>中部管轄力からのお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・溢水管の作業時などに放流停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。 ◆釣り場の頭上や頭下の電線に注意してください。 <p>ブランクバス等は捕つた水城から生きたままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反した場合には罰則があります。</p> <p>自分のヨミは持ち帰り、川をきれいにしましょう。</p>		<p>ブランクバス等は捕つた水城から生きたままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反した場合には罰則があります。</p>	

電力会社による、釣り人等、河川利用者へのダム放水・感電事故防止等の危険周知方法

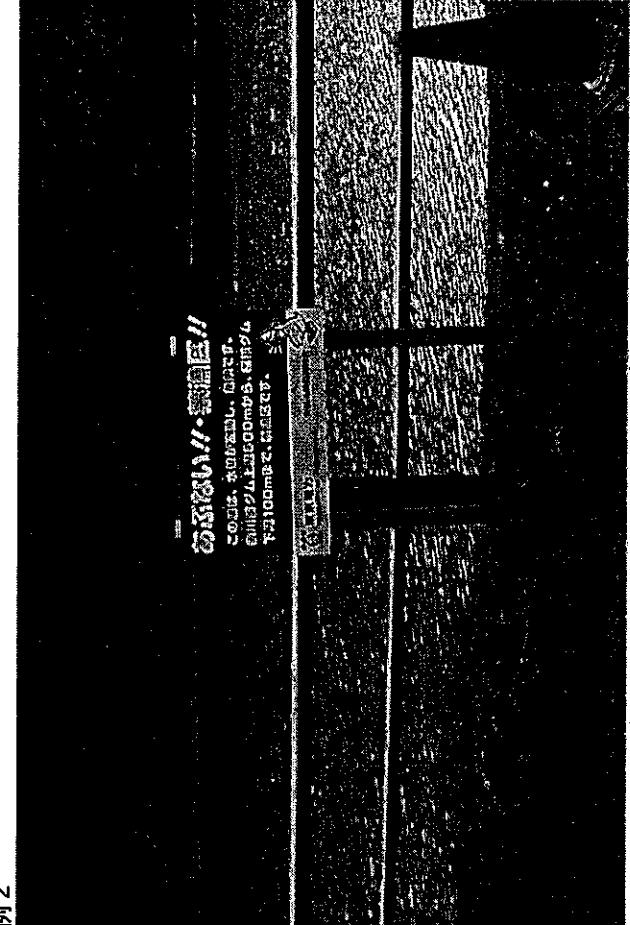
基本的な対応（河川法に基づくもの）		県内事業所等が独自に実施している対応		
1 ダム放流時にサイレンを鳴らす (川の規模による)	中部電力 [長野水力センター ・飯田水力センター]	①学校へチラシ配布（長野水力センター） ②河川内学習の場合は事前に連絡をもらう体制（長野水力センター） ③漁協の遊漁券への記載（飯田水力センター）		
2 サイレンが鳴らない場所はパトロール車によ り周知	東京電力 [千曲川事業所 ・松本事業所 ・犀川事業所 ・高瀬川事業所]	①漁協のポスター、チラシ、遊漁券等への記載（千曲川事業所） ②ダム禁漁区の看板設置（松本事業所） ③ポスターを作製し学校等へ掲示、放水前にパトロールを実施（犀川事業所） ④放水前にパトロールを実施（高瀬川事業所）		
3 看板の設置	関西電力 ・木曽電力所	①小中学校、漁協等へ啓発チラシを配布（木曽電力所） ②放水前にパトロールを実施（木曽電力所）		

【危険周知の看板例（東京電力松本事業所提供）】

例 1



例 2



遊漁規則変更認可申請書

1. 木漁第15号
令和元年5月28日

長野県知事
阿部守一 殿

長野県木曽郡木曽町福島4935番地の1

木曽漁業協同組合
代表理事組合長 家才子
TEL 0264-22-2580・FAX 23-2530

平成25年12月6日付、長野県指令25園畜第903号の20によって認可を受けた内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

記

1. 遊漁規則変更条文新旧対照表及び理由書 1通
2. 内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則 1通
3. 第68回通常総代会議事録謄本 1通
4. 第68回通常総代会資料 1通

遊漁規則変更理由書

木曽町新開黒川遊業協同組合
代表連絡組合長 家才子 明司


変更理由

木曽町新開の黒川における特設釣り場については、更新の年を迎える運営団体も運営方法を模索したが、高齢化、人手不足等解決しがたい状況にあり、更新しない旨を受け廃止したことにより、内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を変更したい。

行使規則並びに遊漁規則の変更認可申請位置図

木曾川漁業協同組合



不曾川の川と釣り 溪流マップ

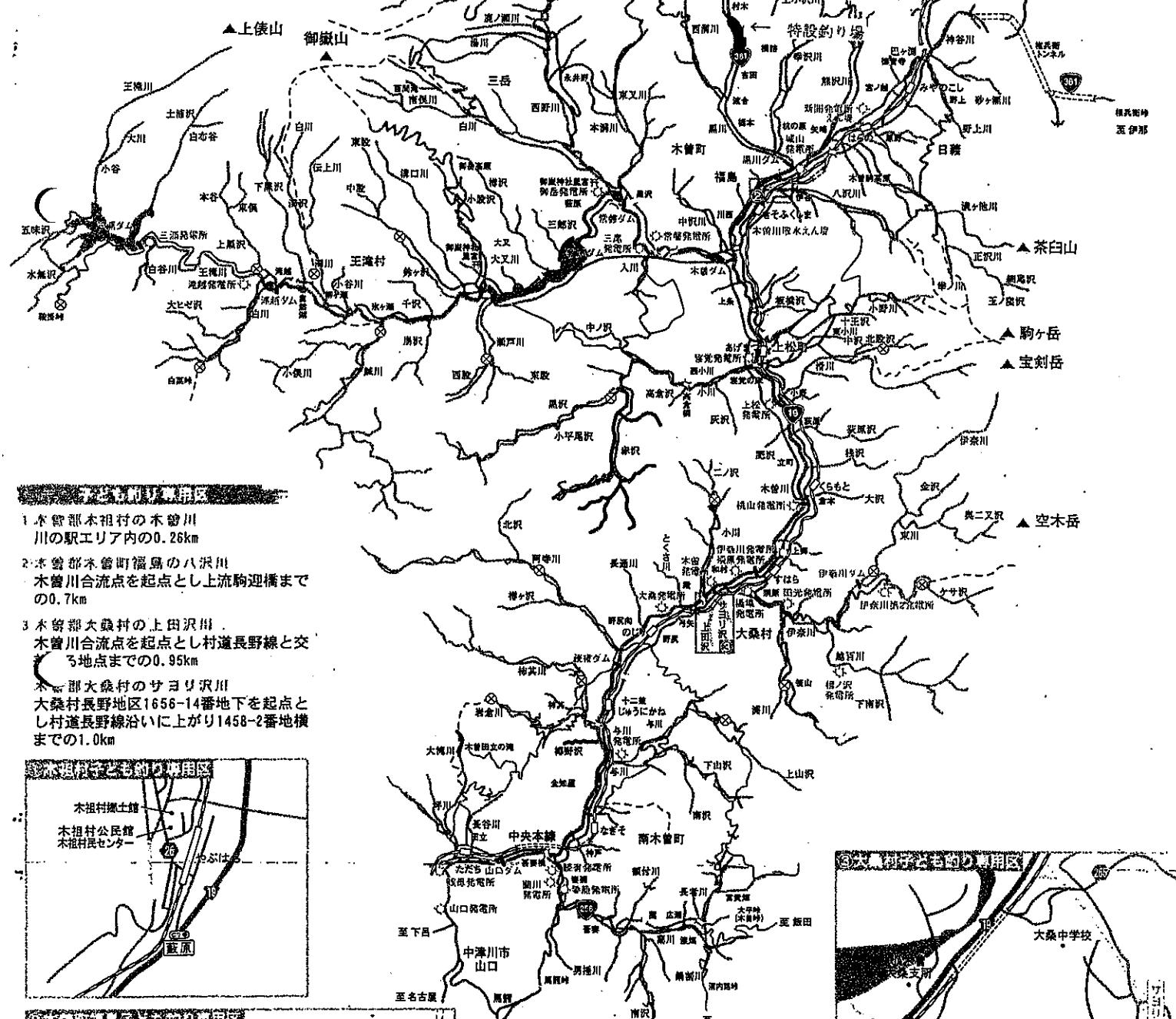
凡例

- 禁漁区
 - 子ども釣り専用区
 - 特設釣場
 - (X) 車両進入禁止道路
 - VV ゲート

塩尻市・中津川市

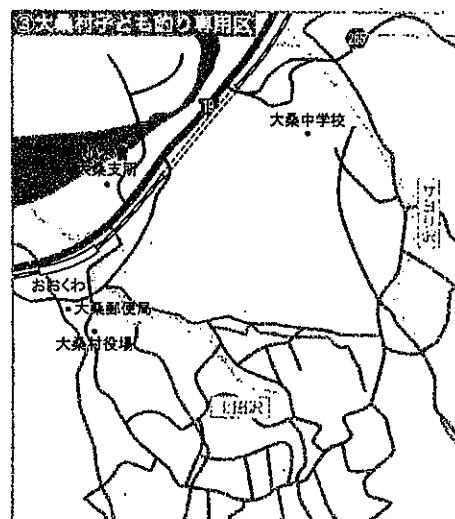
塩尻市・中津川市

四

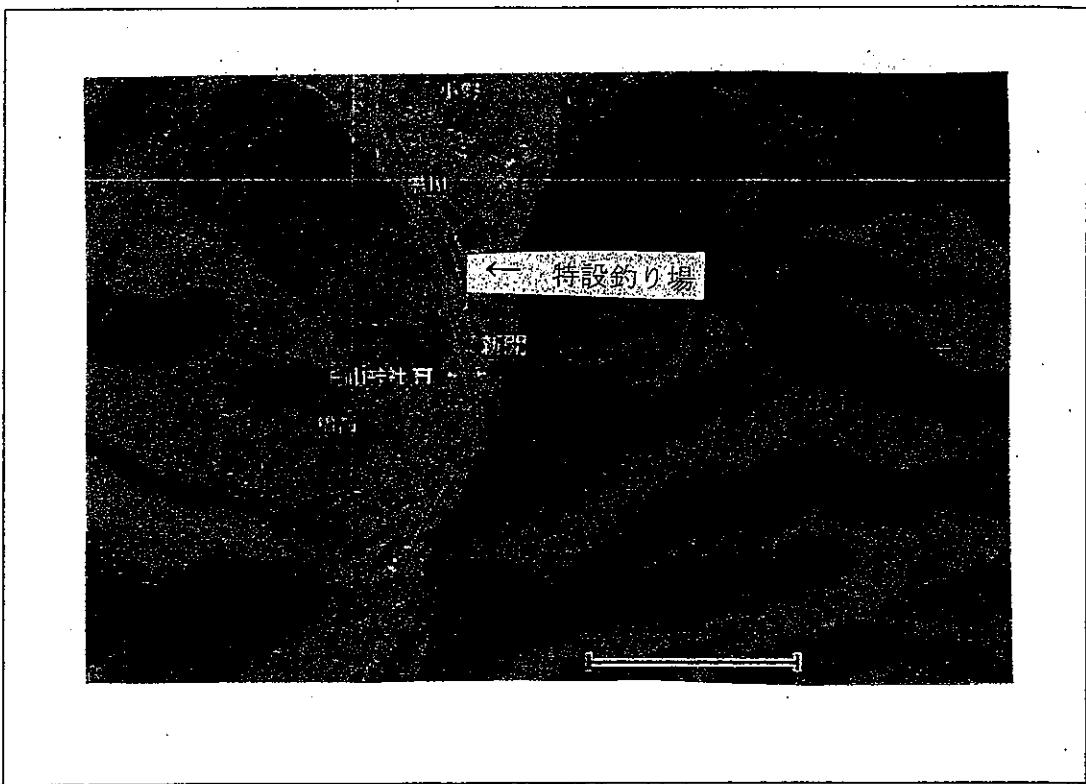
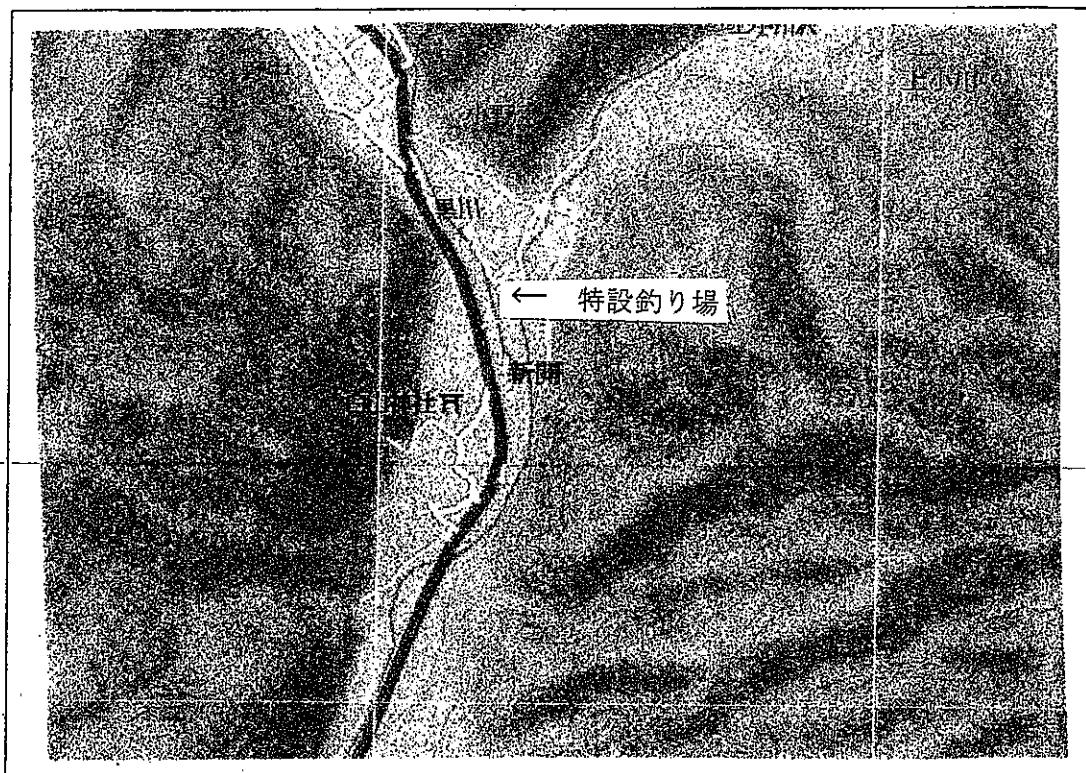


特設的場

木曽郡木曽町新開の黒川
黒川、上小川合流点より上流の上小川200m、
黒川300mまでの区域



① 黒川 「特設釣り場の削除」



表对照新規則遊漁組合同業協議會管轄管

の箇所が変更部分	改 正 後	削除
(特設釣場)		
第7条 削除		
2 削除		
(漁業区域)		
第7条 (略)		
(漁料の額及び納付方法)		
第8条 (略)		
(漁業承認証に関する事項)		
第9条 (略)		
(遊漁に際し守るべき事項)		
第10条 (略)		
(漁業監視員)		
第11条 (略)		
(違反者に対する措置)		
第12条 (略)		

規則 第二章 特許釣場				
第7条 第2条及び第9条の規定にかかるらず、次の表のア欄の区域については、イ標の魚種を対象にウ標の期間に組合が開設する特設釣場において遊漁をしようとする場合は、工標の料金を特許釣場に納付しなければならない。				
ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間	エ 料 金	
木曾郡木曽町新開の黒川 上小川合流点より 上流の上小川 200m、黒川 300mまでの区域	にじます、いわな、あまご(地方名:たなびら・あめのうお)	1月1日から 12月31日まで。 にじます、いわな、あまご(地方名:たなびら・あめのうお) 3月1日から9月 30日まで。	1人当りの放流量: 0.5kg 3,000円 0.5kg 2,000円 無放流入場(7時から19時まで) 500円	

2 前項の特設釣場での遊漁は竿釣1本とし、その他の漁具、漁法により行うことはできない。

(禁止区域)
第8条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)
第9条 (略)

(遊漁承認証に関する事項)
第10条 (略)

(遊漁に際し守るべき事項)
第11条 (略)

(漁場監視員)
第12条 (略)

(違反者に対する措置)
第13条 (略)

